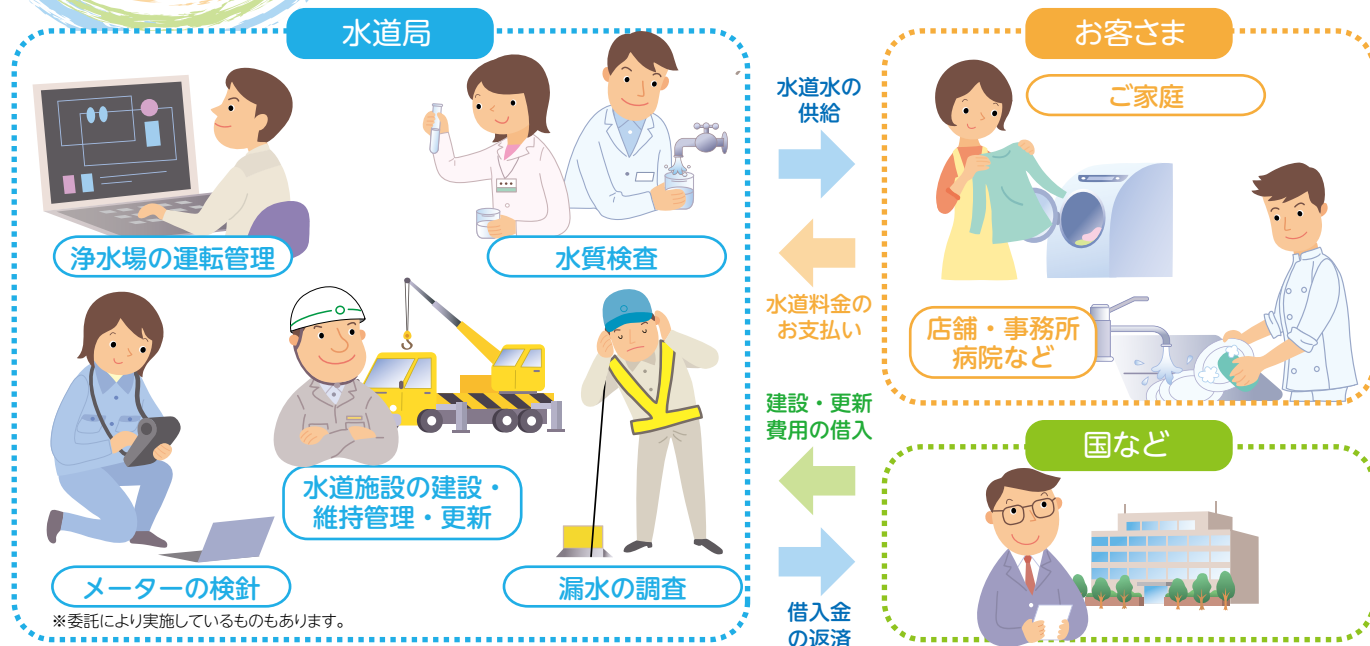


事業の経営

水道事業の経営のしくみ

水道事業は、原則として市町村が経営主体となり、お客さまからお支払いいただいた水道料金を主な収入として、独立採算で経営しています。

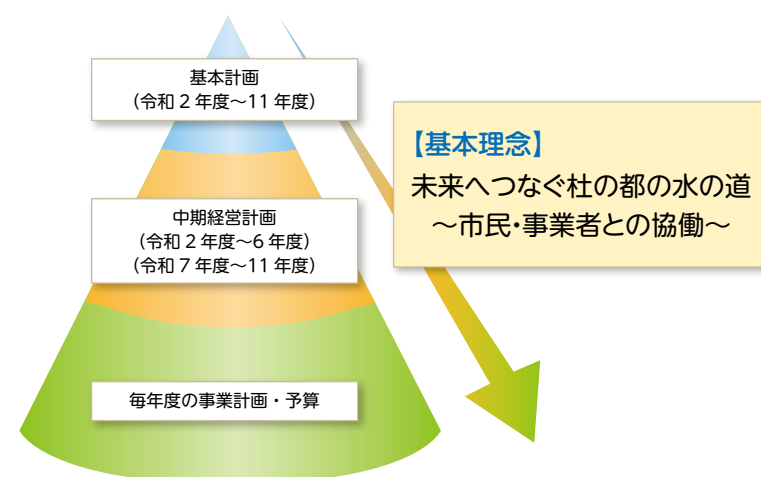


水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な事業であり、「水道法」により原則として市町村が経営することとされています。

また、水道事業で行っている様々な業務に要する費用の大部分は、税金ではなく、使用水量に応じて皆さまにお支払いいただいた水道料金によってまかなわれています。これは、「地方公営企業法」により、水道事業が公営の企業として、独立採算で経営することとされているためです。

仙台市水道局では、水道事業がお客さまからの水道料金で支えられていることを念頭に置き、今後ともお客さまの視点に立った事業運営を進めていきます。

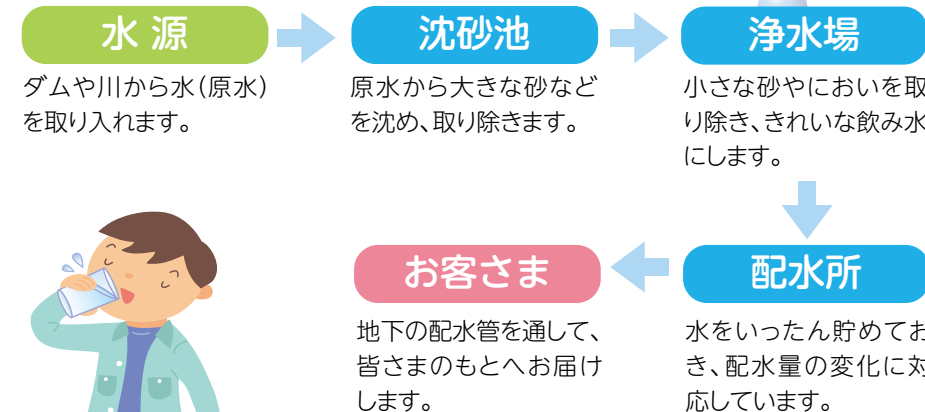
仙台市水道事業基本計画



「仙台市水道事業基本計画(令和2年度～11年度)」は、令和2年度以降10年間に仙台市水道事業が進むべき方向性をまとめた、水道事業の最上位計画です。

仙台市水道局では、「未来へつなぐ杜の都の水の道～市民・事業者との協働」という基本理念のもと、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的にお届けできるよう、日々の事業運営にあたっています。

水道水が届くまで



自然流下でエコな水道



仙台市の水道は、西から東に傾斜している地形の特性を活かして、丘陵地に浄水場や配水所を配置し、自然流下の働きを最大限利用した配水を基本としています。これにより、ポンプなどの動力使用が少ない、環境に優しい水道を実現しています。(全配水量の80%以上を自然流下のみで配水しています。)